

議案第 6 3 号

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 8 月 2 6 日 提出

北名古屋市 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、国の取扱いに準じ、感染症に係る業務に従事した職員に対し防疫作業手当を支給するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市の職員の特種勤務手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 防疫作業手当

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(防疫作業手当)

第4条 防疫作業手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症のうち、1類感染症及び2類感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(防疫作業手当の特例)

第5条 職員が、市長が定める場所において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長の定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。